

南房総市公告第147号

南房総市所有の市有財産（金地金）の一般競争入札による売り払いについて

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び南房総市財務規則（平成18年南房総市規則第44号）第125条第1項の規定により公告する。

令和8年9月16日

南房総市長 渡 辺 秀 和

1 一般競争入札に付する事項

売払物品の品名、数量及び最低買取率

品名	品位表示	1本あたりの重量	数量	最低買取率※
金地金 (田中貴金属工業製)	999.9	500g	5本	100.00%

※備考

- ・「買取率」とは、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のことをいう。
- ・「最低買取率」とは、あらかじめ本市が定めた買取率をいい、これを下回る入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があった者にあつては、当該事実のあつた後3年を経過していること。ただし、当該事実と同一の事由により南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成18年南房総市告示第101号）に基づく指名停止を受けている者を除く。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされていない者となす。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第174条又は第174条の2の規定により再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていない者となす。
- (5) 本入札の公告日から落札決定までの間において、南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置の期間がない者であること。
- (6) 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- (7) 本件に関する事務に従事しない職員

3 契約条項、入札説明書等を示す日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月16日（水）から令和8年10月7日（水）まで
期間中の午前9時から午後4時30分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 場所 南房総市総務部財政課財政係
千葉県南房総市富浦町青木28番地
電話 0470-33-1022

4 入札参加申込期間及び申込場所等

- (1) 申込期間 令和8年9月16日（水）から令和8年10月7日（水）まで
期間中の午前9時から午後4時30分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申込場所 南房総市総務部財政課財政係
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする（郵送による場合は、期限内必着とする。）。

5 質問受付及び回答

入札説明書等に関する質問は、全て質問書によることとする。質問がある場合は、所定の質問書を提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年9月16日（水）午前9時から
令和8年9月28日（月）午後4時30分まで

- (2) 質問への回答 令和8年10月5日（月）に、全ての質問と回答を取りまとめ、南房総市のホームページに掲載する。

6 入札又は開札の日時及び場所等

(1) 入札受付

令和8年10月16日（金）午後1時30分から午後1時55分まで

(2) 入札（開札）日時

令和8年10月16日（金）午後2時

(3) 入札（開札）場所

千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市役所 本庁 別館1 1階 大会議室

(4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 買取率を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに談合であると認められる入札

キ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク その他公告に示す事項に反した者がした入札

7 落札者の決定

(1) 最低買取率以上で最高の買取率を提示した入札者をもって落札者と決定する。

(2) 落札となる同買取率の入札をした者が2以上あるときは、当該買取率の入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、落札となる同買取率の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

8 契約に関する事項

(1) 契約の締結

ア 本件は、南房総市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年南房総市条例第６０号）第３条に規定する議会の議決に付すべき財産の処分に該当するため、落札者決定後、売買仮契約を締結し、南房総市議会の議決を経た後に売買本契約を締結するものとする。

イ 南房総市議会で議決が得られなかった場合は、売買仮契約を解除する。この場合において、本市は、落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

(2) 契約費用等

契約に要する費用は、落札者の負担とする。

９ 買取代金の納入

落札者と市が協議により定めた日時及び場所で行い、本市が指定する口座への振込等により、当該契約に係る買取代金を本市の収納機関に納入しなければならない。

１０ 入札保証金

南房総市財務規則第１２９条第１項の規定により免除とする。

１１ 契約保証金

南房総市財務規則第１４６条第５項第５号の規定により免除とする。

１２ その他

(1) 前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、南房総市財務規則、市有財産（金地金）売り払いに伴う一般競争入札説明書等の定めるところによる。

(2) 問い合わせ先

南房総市 総務部 財政課 財政係

住 所 〒２９９－２４９２

千葉県南房総市富浦町青木２８番地

電 話 ０４７０－３３－１０２２

FAX ０４７０－２０－４５９３

メールアドレス zaiseig@city.minamiboso.lg.jp